**第７号様式**（第12条関係）

90センチメートル

|  |
| --- |
| 保全調整池高　知　県名称指定番号保全調整池の容量及び構造の概要高知県知事への届出を要する行為保全調整池の管理者及び連絡先標識の設置者及び連絡先この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第１項の規定に基づき指定されたものです。 |

注　標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等によりこの様式によりがたい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦８センチメートル、横15センチメートル」とする。

70センチメートル